

# 自転車の交通反則通告制度について

令和8年4月1日から！  
※16歳以上が対象です

## 交通反則通告制度とは？

交通違反をした場合の手続きを簡略化するための仕組みです。16歳以上の運転者が反則行為を行った際、通告された反則金を一定期間内に納めることで、刑事手続きに移行せず、起訴はされません。この時に発行される交通反則通告書がいわゆる「青切符」と呼ばれます。

## 主な反則行為とその反則金額について

携帯電話の使用等  
(保持)



12,000円

指定場所一時不停止等



5,000円

信号無視



6,000円  
点滅信号の場合…5,000円

無灯火



5,000円

イヤホンの使用や  
傘差し (公安委員会遵守事項違反)



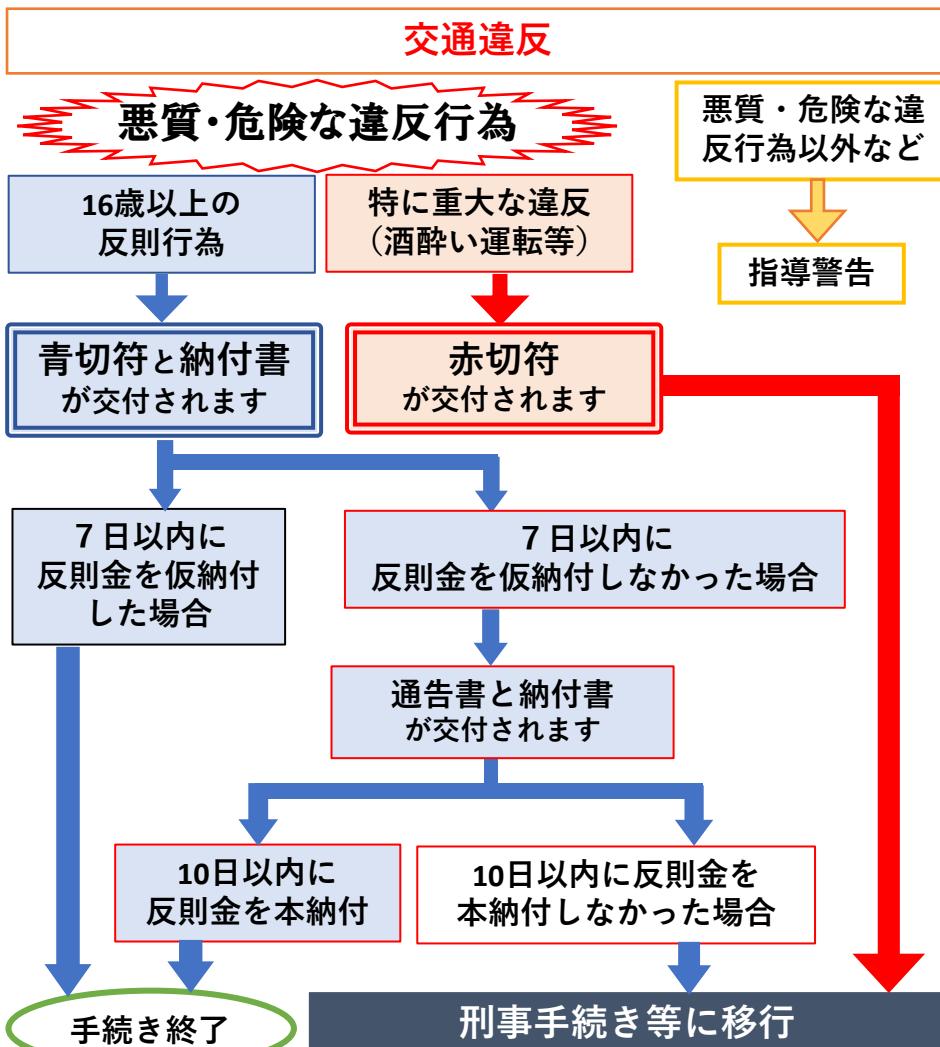
5,000円

並んで走行 (並進)



3,000円

## 制度の流れについて



制度の詳細については、こちらの二次元コードをご覧ください

警察庁「自転車交通安全」ポータルサイト



「自転車ルールブック」(警察庁交通局)



「自転車の交通安全教育ガイドライン」



「交通反則通告制度に関する動画(15秒)」(北海道警察公式チャンネル)



「交通反則通告制度に関する動画(60秒)」(北海道警察公式チャンネル)

